

(案)

風間浦村過疎地域持続的発展計画

令和 3 年度～令和 7 年度

青森県下北郡風間浦村

目 次

1. 基本的な事項

(1) 風間浦村の概況	1
①自然的、歴史的、社会経済的条件	1
②過疎の状況	2
③社会経済的発展の方向	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
①人口の推移と動向	3
②産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	5
①行政	5
②財政	6
③主な公共施設	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
①地場産業の活性化	9
②生活環境・福祉・医療の充実	10
③人づくり・地域ネットワークづくりの推進	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合計画との整合	11

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	12
①広域連携	12
②移住・定住	12
③地域コミュニティ	12
(2) その対策	13
①広域連携	13
②移住・定住	13
③地域コミュニティ	13
(3) 事業計画	14

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点	15
①農業	15
②林業	15
③水産業	15
④商業	16
⑤工業	17
⑥観光	17
(2) その対策	18
①農業	18
②林業	18
③水産業	18
④商業	18

⑤工業	18
⑥観光	18
(3) 事業計画	20
4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	21
①デジタル化の推進	21
②防災対策における情報化	21
(2) その対策	21
①デジタル化の推進	21
②防災対策における情報化	21
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	23
①国道	23
②村道	23
③脳林道	23
④交通確保	23
(2) その対策	24
①国道	24
②村道	24
③脳林道	24
④交通確保	24
(3) 事業計画	25
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	26
①簡易水道・下水道処理施設等の整備	26
②消防防災体制の整備	26
③住宅	27
④交通安全	27
⑤緑化推進	27
⑥急傾斜地の対策	27
(2) その対策	28
(3) 事業計画	29
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	30
①子育て環境の確保	30
②高齢者等の保険及び福祉	30
③健康づくりの充実	30
(2) その対策	31
①子育て環境の確保	31
②高齢者等の保険及び福祉	31
③健康づくりの充実	31
(3) 事業計画	32
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	33
(3) 事業計画	34

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点	35
①学校教育	35
②社会教育	35
(2) その対策	36
①学校教育	36
②社会教育	36
(3) 事業計画	37

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点	38
①集落の整備	38
②集落等の活性化	38
(2) その対策	38
①集落の整備	38
②集落等の活性化	38
(3) 事業計画	39

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点	40
①文化財・民族芸能	40
②文化施設	40
(2) その対策	40
①文化財・民族芸能	40
②文化施設	40
(3) 事業計画	40

12. 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 事業計画	42

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 事業計画	44

※ 過疎地域自立促進特別事業	45
----------------	----

1. 基本的な事項

(1) 風間浦村の概況

① 自然的、歴史的、社会経済的条件

ア 自然的条件

本村は、青森県下北半島の北西部に位置し、東部と南部はむつ市大畑町に、西部は大間町に隣接し、北部は津軽海峡に面し、海峡を隔てて北海道と相對している。地形は、東西 20 km、南北 8km、総面積 69.55 km²に下風呂、桑畑、易国間、蛇浦の 4 集落が点在している。総面積の 94.0%は林野で、うち 78.8%を国有林野が占めている。

本村は、良質な硫黄泉として名高い下風呂温泉を有し、令和 2 年 12 月には下風呂温泉海峡の湯を建設し、地域住民や観光客が利用している。源泉は、大湯と新湯及び海浜地から湧き出ており、打撲傷、神経痛、婦人病、皮膚病に効き目があることから、湯治客や観光客が訪れ、温泉に浸りながらイカ釣り船の漁火を眺める風情は格別で、井上靖の小説『海峡』で紹介されてからは一躍有名になった。

また、下風呂地区の海峡いさりび公園には、伊勢の二見岩と並んで、全国的にその岩の形の神秘さが多くの人に親しまれるようになった「二見岩（夫婦岩）」、そして「井上靖文学碑」、同志社大学の創設者である「新島襄寄港記念碑」があり、下風呂温泉の観光スポットになっている。

桑畑地区には、冷泉が湧き出しており、平成 14 年に村営の桑畑温泉「湯ん湯ん」を建設し、地域住民や観光客が利用している。海を眺めることができる露天風呂からの光景は観光客から好評を得ている。

易国間地区は、易国間川と目滝川の 2 つの河川があり、四季折々の景色を楽しむことができ、溪流釣りも楽しめる。

蛇浦地区には、夫婦松が力強く生える風光明媚な「草島」や随所に奇岩怪石が津軽海峡の荒波に洗われ、奇妙なコントラストで心深い郷愁を漂わせる「折戸海岸」がある。

気候については、積雪寒冷地帯で春から夏にかけては偏東風（ヤマセ）が吹き、冬期は偏西風（タマカゼ）が非常に強く吹き荒れる日が多い。梅雨期には濃霧が発生する日も多く、年平均気温は 9.8℃、降水量は年間 1,200mm 程度である。平年の降雪は 11 月下旬に始まり、山間部では、1m 以上に達するところもあるが、沿岸部は、比較的積雪が少ない状況にある。

イ 歴史的条件

下北地方は古くから宇曾利郷と称し、次いで北郡と称された徳川幕府時代に入り、盛岡南部氏の領地となり、田名部（むつ市）代官の支配下に置かれた。

明治維新以降、会津藩主松平容大三万石をもって封ぜられた斗南藩と称され、藩長を田名部に置いた。その領地は、岩手県二戸郡の一部と青森県三戸郡の一部と北郡にわたり、これを第一区より第十区に分け、各区戸長を置いて戸籍その他の事務を取り扱わせた。下風呂村は第八区に属し、易国間村と蛇浦村は第九区に属した。廃藩置県後第六大区役所が置かれた。下風呂村は正津川村と大畑村を併せて第三区に属し、易国間村と蛇浦村は、大間村、奥戸村、佐井村、長後村を併せて第四小区に属した。

明治5年2月戸籍法が施行され、本村は陸奥の国北郡下風呂村、易国間村、蛇浦村の三村に分かれ、地番名称は大字、小字はなく何村何番屋敷と称された。

明治11年11月郡制施行にあたり、北郡を割いて上北、下北の二郡となり、村名は陸奥の国下北郡下風呂村、易国間村、蛇浦村となった。

明治24年4月町村制の施行により、下風呂村、易国間村、蛇浦村の三ヶ村を併せて風間浦村が誕生し、村役場を大字易国間に設けて現在に至っている。

古くから豊富な磯資源を中心とした漁業と、古くは湯元と称した下風呂温泉の観光により発展してきた村であり、藩政時代にはヒバ材移出のため和船の往来などによる海上交通も盛んであった。

また、北海道開拓の拠点でもあったことから、本村出身の先人は北海道各地に輝かしい足跡と偉業を残している。

ウ 社会経済的条件

本村と下北地域の中心むつ市との距離は約40kmで、国道279号によりバスで約1時間10分、自家用車で約50分を要し、北海道函館市へは隣接の大間町からフェリーで約1時間30分を要するため、これら地域経済の中心都市から遠く、経済的立地条件には恵まれていない。

日常の社会生活圏は、モータリゼーションの普及により、むつ市商業圏に大きく依存しているため、地元での消費は日常雑貨、食料品等生活必需品に限られる。

しかし、長引く不景気により経営形態を変えて小売業を続けているが、不況により廃業する商店が出ており、交通手段を確保できない高齢者等には、日常の買い物等が困難になる恐れがある。

② 過疎の状況

本村の人口は、平成27年の国勢調査において1,976人となっており、平成22年国勢調査に比べ人口は487人(△19.8%)減少している。昭和35年の4,945人をピークに年々減少を続けており、昭和35年から平成27年の55年間で2,969人(△60.0%)の減少であり、過疎化に歯止めがかからない状況が続いている。若年者比率においても8.5%で人口に占める割合が減少傾向にある一方、高齢者比率は39.2%と増加傾向にあることから、総人口若年者人口の減少に伴い高齢化が深刻な問題となっている。

過疎化の主な要因としては、基幹産業である漁業の低迷、雇用に結び付く地場産業が少ないため、若年層を中心に村外への流出に歯止めがかからない事が大きな要因といえる。

③ 社会経済的発展の方向

ア 産業構造の変化

本村の産業構造を就業人口からみると、昭和35年国勢調査では、全就業人口が2,441人であったものが、平成12年の国勢調査では1,273人、平成17年は1,212人、平成22年は1,282人、平成27年は955人となった。

平成27年国勢調査による各産業の就業人口及びその構成比をみると、第1次産業が200人(20.9%)、第2次産業が208人(21.8%)、第3次産業が547人(57.3%)となっている。

イ 県の総合計画における位置づけ

下北地域は、本州の最北端に位置し、その厳しい自然条件、地理的条件によって県内の他地域に比べ産業基盤も弱く、人口の定着が進んでいない地域であるが、幸い、本地域は広大な海域、貴重な自然環境や自然景観、個性豊かな歴史的、伝統的文化資源、高度利用可能な農林水産資源や地熱資源等、開発の可能性の高い数多くの資源を有しており、総合交通基盤の整備、生活環境・基盤整備を図るとともに、個性豊かな下北観光や下北文化の振興に努めることとしている。

ウ 下北地域広域市町村圏計画における位置づけ

県の総合計画における位置づけにより、本村を含め下北地域広域行政事務組合を構成する各市町村では社会経済活動が広域化する中、行政において広域での対応に寄せる期待が大きくなっている。本村や下北地域にとって、道路等の総合交通基盤の整備が不可欠であり、原子力発電所建設や産業基盤の整備、避難道路の整備及び医療、福祉に関することについて広域的対応が望まれている。ほかには、下北圏域定住自立圏構想及び下北ジオパーク構想へも関係機関と連携を強化し対応を図る必要がある。

エ 社会経済の発展方向

基幹的産業である水産業における産業基盤の拡充、地域団体商標登録した「風間浦鮭鱈」のブランド化や地場産品を活用した地域特産品の開発から生産加工、流通、販売までの産業活動を推進する。

また、下北半島観光の拠点である下風呂温泉等を中心に観光施設のより一層の充実と、新しい観光資源の開発を促進し、下北半島と北海道函館市周辺を結ぶ広域半島圏の拠点地となるよう、さらに、函館に訪れる外国人等の誘客を図るため道南との結びつきを強化していくこととする。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

国勢調査人口の推移をみると、昭和 35 年の 4,945 人をピークから減り続け、平成 27 年比較では、40.0%の減少となっている。また、0 歳から 14 歳の年少人口が 90.8%減少し、15 歳から 64 歳の生産年齢人口も 63.1%の減少となった一方、65 歳以上の老年人口が 258%の減少の増加となり、少子高齢化に歯止めがかからない状況が続いている。

今後も人口の減少は続くものと想定され、令和 27 年には 774 人まで減少するものと見込まれている。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 4,945	人 4,057	% △17.9	人 3,295	% △18.8	人 2,603	% △21.0	人 1,976	% △24.1
0 歳～14 歳	1,852	1,118	△39.6	645	△42.3	312	△51.6	170	△45.5
15 歳～64 歳	2,793	2,540	△9.1	2,059	△18.9	1,481	△28.1	1,032	△30.3
うち 15 歳～29 歳 (a)	1,164	849	△27.1	450	△47.0	316	△29.8	168	△46.8
65 歳以上 (b)	300	399	33.0	591	48.1	810	37.1	774	△4.4
(a) / 総数 若年者比率	% 23.5	% 20.9	—	% 13.7	—	% 12.1	—	% 8.5	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 6.1	% 11.9	—	% 17.9	—	% 31.1	—	% 39.2	—

表 1-1(2) 人口の見通し

区 分	令和 7 年		令和 12 年		令和 17 年		令和 22 年		令和 27 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 1,519	% △23.1	人 1,308	% △13.9	人 1,114	% △14.8	人 935	% △16.1	人 774	% △17.2
0 歳～14 歳	106	△37.6	86	△18.9	70	△18.6	57	△18.5	46	△19.2
15 歳～64 歳	685	△33.6	551	△19.5	451	△18.1	359	△20.4	279	△22.3
うち 15 歳～29 歳 (a)	107	△36.3	80	△25.2	65	△9.1	51	△21.5	40	△21.6
65 歳以上 (b)	728	△5.9	671	△7.8	593	△18.8	519	△12.5	449	13.5
(a) / 総数 若年者比率	% 7.0	—	% 6.1	—	% 5.8	—	% 5.5	—	% 5.2	—
(b) / 総数 高齢者比率	% 47.9	—	% 51.3	—	% 53.2	—	% 55.5	—	% 58.0	—

② 産業の推移と動向

本村の就業人口は平成27年度国勢調査において、955人となっており、人口の減少による影響により、長年、減少傾向が続いている。

産業別人口の推移をみると、基幹産業である漁業を含む第1次産業就業人口は、昭和35年の75.3%以降、高齢化や担い手不足により、減少傾向にあり、平成27年では20.8%と大きく減少している。一方、生活様式や嗜好の多様化により、製造業を中心とする第2次産業就業人口が21.8%、観光などのサービス業を中心とする第3次就業人口が57.4%と共に大きく増加しており就業構造が大きく変化している。

今後も人口の減少に比例した更なる人材の流出が続くものと想定され、地域経済の更なる縮小などを招くことが地域社会の存続に多大な影響を与えるため、人口減少対策が急がれる。

表 1-1(3) 産業別人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 2,441	人 1,676	% △31.3	人 1,574	% △6.1	人 1,212	% △23.0	人 955	% △21.2
第一次産業 就業人口比率	% 75.3	% 40.6	—	% 41.0	—	% 21.7	—	% 20.8	—
第二次産業 就業人口比率	% 10.2	% 29.0	—	% 24.1	—	% 24.8	—	% 21.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 14.5	% 30.4	—	% 34.9	—	% 53.5	—	% 57.4	—

(3) 行財政の状況

① 行政

本村の行政機構は、地域の特殊性とこれに伴う行政需要、住民サービス等の要請によってしばしば機構改革が行われてきたが、現在、総務課・村民生活課・産業建設課・税務国保課・企画政策課・出納室の5課1室と議会事務局・教育委員会・監査委員会・選挙管理委員会・農業委員会の5事務局からなっている。

指定管理者制度では、風間浦保育所と活イカ備蓄センターが導入をしている。

(広域行政)

下北近隣の市町村で一部事務組合を設立して、広域行政を運営しているものについては、次のとおりである。

参考-1

一部事務組合名	主 な 処 理 事 項
下北地域広域行政事務組合	1. 下北地域広域市町村圏振興整備に関する計画の策定及びその計画実施のための連絡調整に関する事務 2. 複合文化施設の設置及び管理運営に関する事務 3. 消防（消防団事務を除く。）に関する事務 4. 障害児入所施設の設置及び管理運営に関する事務 5. し尿処理に関する事務 6. ごみ処理に関する事務
一部事務組合下北医療センター	医療施設の管理及び運営

② 財政

本村のような過疎地域は、地方税等の自主財源に乏しく、地方交付税などに依存せざるを得ない脆弱な財政状況にある。今後、地方交付税等の動向により、ますます財政運営が厳しくなることが懸念されている。このような中で、過疎地域が地域の活性化に向けて自主的・主体的な施策を展開するためには、財政の健全化に配慮しつつ、過疎対策事業債をはじめとする過疎地域持続的発展のために各種特例措置を有効に活用、施策を推進していく必要がある。

歳入においては、村税はもちろんのこと適正な使用料等の見直し、応分の受益者負担等、自主財源の確保に努めなければならない。歳出面では補助金の見直し、徹底した経費の節減、抑制を図り、投資的経費に充当できる財源の確保に努めるとともに、計画的な投資により村の振興を図らなければならない。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	2,753,974	3,686,149	2,760,519
一 般 財 源	1,580,846	1,623,261	1,547,943
国 庫 支 出 金	263,278	449,210	91,833
県 支 出 金	284,634	539,793	262,889
地 方 債	281,000	782,800	267,200
うち 過 疎 債	116,000	547,400	173,300
そ の 他	344,216	291,085	590,654
歳 出 総 額 B	2,690,313	3,588,560	2,682,536
義 務 的 経 費	910,819	840,098	826,338
投 資 的 経 費	416,023	156,891	111,756
うち普通建設事業費	360,570	156,891	111,756
そ の 他	1,363,471	1,531,314	1,423,399
過疎対策事業費	134,146	1,060,257	321,043
歳入歳出差引額 C (A - B)	63,661	97,589	77,983
翌年度へ繰越すべき財源 D	16,587	4,355	1,126
実質収支 C - D	47,074	93,234	76,857
財 政 力 指 数	0.104	0.097	0.094
公 債 費 負 担 比 率	16.8	—	—
起 債 制 限 比 率	—	—	—
実 質 公 債 費 比 率	15.2	15.2	13.2
経 常 収 支 比 率	82.6	83.8	90.7
将 来 負 担 比 率	89.6	30.6	4.9
地 方 債 現 在 高	3,009,726	3,324,442	3,045,692

本村における主要公共施設の現況については、次のとおりである。

村道の舗装率は県平均、過疎町村平均と比べてもかなり低くなっている。水道施設については、老朽化が著しく平成 2 年度より計画的に施設の一部改修を図っているが、平成 28 年度からは、易国間・蛇浦地区簡易水道施設の大規模な改修事業を行っている。

医療施設については、平成 7 年度より平成 8 年度にかけて風間浦診療所を新築し、施設や地域医療体制の整備を行っているほか、コミュニティバスを風間浦診療所と大間病院を受診する患者用に運行し、利便性を図っている。なお、平成 20 年度からは、下北医療センターにおいて指定管理者制度を導入し風間浦診療所を運営している。

学校については、児童数の減少に伴う学校再編に取り組むため、村内の小学校 3 校を 1 校に統合し、昭和 61 年度に統合した風間浦中学校の隣接地に新校舎を建設し、平成 28 年 4 月に風間浦小学校として開校した。敷地内には、平成 18 年度に統合した風間浦保育所があり、総合的な教育連携が図られている。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道 (m)	79,482	84,524	87,463	87,518	88,000
改 良 率 (%)	5.7	17.7	15.0	15.0	15.0
舗 装 率 (%)	7.0	16.8	16.0	16.0	16.0
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	6,079	10,011
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	0.0	12.4	22.9	—	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	3,144	3,144
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0.0	0.1	0.5	—	—
水 道 普 及 率 (%)	97.6	99.7	100.0	100.0	100.0
水 洗 化 率 (%)	0.0	21.5	41.8	75.5	81.8
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	2.6	0.0	0.0	0.0	0.5

③ 主な公共施設

下風呂小学校 (平成 28 年 3 月廃校)

易国間小学校 (平成 28 年 3 月廃校)

蛇浦小学校 (平成 28 年 3 月廃校)

風間浦小学校 (平成 28 年 4 月統合)

風間浦中学校(昭和 61 年統合)

風間浦保育所(平成 18 年統合)

あわび増殖センター(昭和 57 年)

各地区公民館 4 施設

甲地区集会所

桑畑温泉湯ん湯ん(平成 14 年)

活イカ備蓄センター(平成 19 年 指定管理委託)

風間浦診療所(平成 20 年指定管理委託)

風間浦消防分署

風間浦村総合福祉センター「げんきかん」(平成 10 年)

下風呂温泉海峡の湯 (令和 2 年)

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本村の人口は、昭和 35 年をピークに年々減少を続けてきている。村では、人口の減少に歯止めをかけるためと、過疎脱却に向けての様々な施策を実現してきたところである。なかでも水産業、観光を中心に地場産業の振興や交通基盤の整備、教育、福祉施設等の社会公共施設の充実や社会活動等の改善に努めてきた。

しかしながら、このような努力にもかかわらず、人口の流出は依然として続いており、少子化と若年者の流出による高齢化の進行がますます深刻な状況となっている。

このような人口動向は、若年労働力の不足による生産性の低下、新たな企業立地の停滞、購買力の低下による商業・サービス業の経営不振等をもたらしている。また、地域の生活面では、人口減少や少子高齢化に伴うコミュニティ等の住民活動の停滞や空き家の増加等の問題をもたらしている。

本村においても、人口流出、高齢化が著しいことから、経済条件あるいは生活条件において、他地域との格差が今後なお拡大することが懸念されており、今後、地域の自立促進を進めるためには、次の課題が挙げられる。

第 1 に十分な雇用の場がないことが人口の流出と人口構成上の問題となっていることから、バランスのとれた就業機会の創出を図るとともに、地場産業である水産業、林業においては生産性の向上と高付加価値により、下風呂温泉を中心とする観光については抜本的な振興、開発により、所得水準の向上を図る必要がある。また、特産品の開発やブランド化による水産業と林業、観光等異業種を結びつけた振興対策が必要である。

第 2 には、積雪寒冷の自然条件の中で高齢化が進展するという状況を踏まえ、生活環境、福祉、医療の充実を図り、生活面でのハンディを解消し、快適でゆとりある生活が営めるようにしていく必要がある。

第 3 に、地域の活性化は人づくりが根幹的対策であることから、生涯学習機能の整備を図るほか、国際交流、都市との交流、地域間交流の推進、特に友好関係にある学校法人同志社及び青森公立大学との交流事業の推進、地域文化の振興、老人の生きがい対策、ICT 情報化の推進、移住対策などにより、地域ネットワークづくりを積極的に展開していく必要がある。

これらの課題を解決していくには、地域自らの創意工夫により、地域の特性を生かした戦略的な施策を自主的、主体的に展開し、地域単独では対応が困難な施策や共同で行うことが効果的である施策については、下北地域の中心市であるむつ市や隣接町村との広域的連携を図りつつ、「風間浦村総合計画」と「風間浦村版総合戦略」との整合性を図りながら次の事項を基本的な方向として積極的な施策を展開していくものとする。

① 地場産業の活性化

本村の基幹産業である水産業を中心とした第 1 次産業において、消費者ニーズの多様化に的確に対応し、生活基盤、生産体制及び加工施設等の整備促進に努め、生産性の向上と水産物、林産物の高付加価値化を目指すとともに、特に、平成 26 年において特許庁に地域団体商標登録した「風間浦鮫鱈」のブランド化を確立するため、関係団体との連携により流通販売の戦略や共同化を図るものとする。

また、就業機会を拡大するため、既存企業の育成及び非製造業も含めた企業誘致活動やU・I・Jターンのための施策による移住対策、景観、風土、歴史、地形等の地域の特性を生かした観光レクリエーション施策や下風呂温泉の整備を積極的に展開するものとする。

地元商店街の活性化も含めた地場産業活性化を戦略的に推進する体制づくりを行い、地場産業の活性化を推進するものとする。なお、地場産業の活性化にとって交通利便性の向上が極めて重要なことから、施策の展開に応じた道路整備を一層推進し、関係機関への働きかけも今後とも十分図るものとする。

また、地下資源として活用が今後期待できる、地熱を利用したエネルギー開発による地域振興対策も推進していくが、推進にあたっては、自然環境の保全等に十分留意する必要があるものとする。

② 生活環境・福祉・医療の充実

本村における集落間、他地域とを結ぶ広域・生活幹線道路は、国道 279 号のみであり、交通安全上、車両通行や歩行者に支障のないようその整備を一層働きかけるものとする。また、国道以外で唯一他町村へ通ずる村道葉研・易国間線については、将来的に県道への昇格を要望し、広域的基幹道路としての整備や災害時における避難道路の整備を図るものとする。

また、簡易水道、消防救急施設等の生活基盤整備の充実を図り、テレビ共同受信施設・防災無線デジタル化等の電気通信施設の整備、情報通信ネットワークの充実により他地域との情報格差の是正を図るものとする。

福祉施設の整備については、平成 9 年度に総合福祉センターを建設し、高齢者率の高い本村における、高齢者の快適な暮らしや生きがい対策を含む総合的な福祉対策等を図るものとする。

医療については、平成 8 年度に風間浦診療所が完成し、広域的ネットワークの活用による診療機能の充実・強化に取り組んでおり、平成 20 年度から指定管理者制度を導入し診療所の運営を行っている。また、健康な村づくりを目指すため、保健・福祉の向上と地域住民の疾病予防、健康維持を目的とする健康指導等の充実に取り組むものとする。

③ 人づくり・地域ネットワークづくりの推進

本村の活性化を担う人材育成のため、教育、文化、体育施設の整備、充実を図り、ICT など活用により住民の生涯学習に寄与する学習環境の整備を進めるものとする。また、地域における人、もの、文化を通じた様々な交流が地域の活性化や人づくりに資することから、地域文化や郷土芸能を含め、集落間のみならず他地域との交流を積極的に推進するものとする。

この活性化対策等を戦略的に展開させるためには、それぞれの施策が有効的に進められ、相互に補完し合うことが極めて重要であるとともに、既存の施策や施設についても、地域活性化の視点から改めて見直し等を行い、新たな戦略に取り組む必要がある。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は以下のとおりとする。

目標指標	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	備 考
転 入 数	28 人	29 人	基準値の5%増加
転 出 数	47 人	44 人	基準値の5%減少
出 生 数	7 人	7 人	基準値の維持

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は計画満了後の令和8年度において議会へ報告することとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

風間浦村公共施設等管理計画は、本村の所有する各公共施設の管理状況が記載されているものであり、本計画における事業の対象となっている公共施設も記載されていることから、過疎対策事業債活用の前提としての本計画との整合性は取れているものである。

また、今後も人口の減少が続き更なる少子高齢化が進むことにより財政基盤が極めて厳しい状況になることを想定し、公共施設等の今後のあり方として「新しい施設は造らない」、「施設面積を縮減する」、「施設は大切に賢く使う」、の三つの原則を柱として、「現状維持」、「更新（建替え）」、「統廃合」、「長寿命化」に対応した公共施設の管理に関する基本方針を定めるものである。

今後、過疎地域の持続的発展に取り組むにあたり、老朽化した公共施設の更新や改修の時期を迎えることによる多額の財政需要が見込まれる状況にあるが、人口減少や少子高齢化が進むことに伴う社会構造や住民ニーズの変化も考慮しなければならず、それに合わせた公共サービスのあり方を見直す必要性にも迫られている。

本計画においても、「風間浦村公共施設等総合管理計画」の方針を踏まえ施設類型ごとの特性を考慮し、将来見込まれる財政規模の変化に応じた施設保有量の適正化や次世代負担を見据えた施設マネジメントといった長期的視点を持ち、整備の必要性を十分に検討のうえ、「更新」、「統廃合」、「長寿命化」に配慮した計画を策定することにより、持続可能な行財政運営を前提とした計画を推進する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 広域連携

むつ下北圏域は、かねてより行政区域を越えて生活圏を共有し、社会・経済・教育等の面で結びつきも深いことから、これまでに消防・救急・ごみ処理などをはじめとした広域での連携した取り組みを進めることにより、効率的な行政運営を行ってきた。また、平成27年10月にはむつ市と圏域4町村それぞれの間で定住自立圏形成計画を締結し、定住自立圏共生ビジョンのもと、更なる結び付きの強化を果たしたところである。

しかしながら、現在の日本は本格的な人口減少社会へと突入しており、むつ下北圏域においても一貫して減少傾向が続いている。平成7年と平成27年の国勢調査の比較においても、1,036人減少(34.4%)しているところであり、人口減少及び少子高齢化の進行は今後も続くと思定されている。また、それに伴う生産年齢人口の減少がもたらす地域経済の縮小や停滞、地域コミュニティの機能低下、厳しい財政状況等が今後も見込まれることによる行政サービスの低下等の様々な問題も懸念されている。このことから、安心して生活できる圏域をつくることにより、人口流出に歯止めをかけ、さらには都市圏からの人の流れを創出することが求められており、早急な対策が必要である。

② 移住・定住

新たな人の流れを創り、移住・定住の促進を図るためには、交流人口である観光客のほか、本村への強い思いを寄せてくれる関係人口の創出、その上で、本村への移住希望者を増やす取り組みが必要である。そのためにも、観光振興を図りつつ、豊かな自然や人付き合いといった「村の魅力」を更に高め、域外への発信し続けることが重要であるため体制の構築が急がれる。

近年、全国的に問題となっている空き家の増加については、本村においても同様となっており、敷地内に留まることのない散乱や家屋の倒壊の危険性、強風の際には屋根や外壁の飛散等による近隣樹木への直接的な被害も予想され、周囲の景観及び住環境への様々な問題を引き起こしている。

また、空き家の増加が地域活力の低下を招くことにより地域コミュニティの維持が困難となるなど、過疎地域の振興を目的とした定住促進に悪影響を及ぼすため、早急な対策が必要である。

③ 地域コミュニティ

自治会などの住民組織は、地域におけるゴミの分別や収集、治安維持のための防犯活動、高齢者支援や子育てに対する見守りなど生活環境を向上させる活動や災害時における相互協力など、地域コミュニティ活動の核として重要な位置づけにある。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進展、プライバシー意識の高まり、コンビニ文化やSNSなどの影響による価値観の多様化がもたらす地域への愛着・帰属意識の低下等により、近年はその組織への加入率の減少が見られ、また、組織内の高齢化がもたらす運営力の低下が問題となっている。

また、自治会などは長年にわたり様々な局面において住民組織を代表する役割も担ってきた

ことから、行政側としても行政機能の補完的役割を期待し、住民への情報提供等の連絡調整や納税貯蓄組合等の村税徴収機能も委ねてきたところである。このことから、現在の減少傾向が行政運営へ与える影響は小さくなく、住民への行政サービスの低下も懸念されるところである。

今後も人口減少や少子高齢化は続くものと想定されており、各組織の更なる減少が懸念されるため、早急な対策が必要である。

(2) その対策

① 広域連携

定住自立圏共生ビジョンのもと、日常生活圏を共有する市町村が役割分担を行い、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を目指す。また、各自治体が有する地域資源を有効に活用するためにも、各市町村の独自性を互いに尊重しながら、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」3つの視点において課題を整理することにより、生活に必要な機能を圏域全体で確立する。その上で、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、人口流出に歯止めをかけ、さらには都市圏からの人の流れを創出することにより、将来にわたって地域住民が安全で安心して暮らすことができる魅力あふれる圏域づくりを目指す。

② 移住・定住

地域との関りを持つ人材を確保していくことが重要であることから、交流人口の増加及び関係人口の創出を図り、本村に対する愛着の醸成を促し、移住・定住希望者の増加に繋げていくためにも、インターネットを活用した移住・定住情報の提供及び相談窓口の設置を検討する。

空家問題については、ふるさと納税への返礼品として、遠方に住んでいる等の理由により自宅の様子を確認することができない村外在住寄附者に対する空き家見回りサービスを実施している。また、空き家バンク制度の周知を進めることにより、登録物品の増加を図り、空き家の利活用のための村内利用希望者や村外からの移住希望者との連絡調整を行い、管理が行き届いていない空き家の所有者に対しては、物件提供以降の把握や適正管理に向けての助言・指導を行うことにより、増加傾向にある空き家の有効活用及び良好な住環境の維持に努める。

③ 地域コミュニティ

コミュニティセンターをはじめとした公共施設については、自治会や婦人会などの地域住民の交流活動拠点として重要であることから、建替え等を含めた総合的な整備・維持を図る。

災害時の相互協力だけに限らず、日常における地域の見守りや支援があれば防げた可能性のある子どもを狙う犯罪や事故、高齢者の孤独死などの地域の希薄化がもたらす様々な問題への対策として、コミュニティ活動を推進していくうえで非常に重要な組織である自治会や婦人会、ボランティア団体などの各種団体については、加入率の低下や組織の高齢化が課題となっているため、先進地の事例などを参考にし、自立したまちづくりのための活動に対する支援に努める。

また、各種大会や伝統行事を通じた地域内の交流を促し、高齢者や地域リーダーと地域住民の交流を充実させることにより、まちづくりの活力や魅力が向上していく活動を推進する。

本格的な人口減少社会に突入している現在、益々多様化・細分化する住民ニーズへ応えていくためには、行政の画一的な施策だけでは非常に困難となるため、地域の想いと主体性を尊重しながら地域と行政が役割を分担し互いを補完する「協議」に取り組んでいく必要がある。そのためにも、地域コミュニティの必要性や有用性の働きかけ、地域の調整役や若手リーダーの発掘・支援、行政職員に対する指導などの人材育成に努める。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年度)	備 考
婚活支援事業 カップル成立組数	5 組 (H29～R1 平均)	5 組	基準値の維持
自治会員世帯の割合	100.0% (R2)	100.0%	基準値の維持

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1. 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 確保	(4)過疎地域持続的 発展別事業 地域間交流	地域公共交通確保維持改善事業 (事業内容) 民間事業者が運航する不採算バス路線に対し支援を行う。 (必要性) 地域住民の通勤・通院通学や交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保する必要がある。 (事業効果) 公共交通を確保することにより、利便性の向上が見込まれ、住民の安住促進に繋がる。	下北交通	補助金
		婚活支援事業 (事業内容) むつ下北圏域が連携し、結婚の促進を図るため、男女の多様な出会いの場を創出する等の各種事業を行う。 (必要性) 少子化の流れを変えるためにも、多種多様な出会いの場を設ける必要がある。 (事業効果) 人口減少の抑止により地域の活性化が見込まれ、住民の安住促進に繋がる。	むつ市	負担金
		自治会支援事業 (事業内容) 各自治会に対し支援を行う。 (必要性) 少子高齢化の影響により運営力の低下がみられるため支援の必要性がある。 (事業効果) 地域コミュニティの活性化が見込まれ、住民の定住促進に繋がる。	風間浦村	補助金
		大学との連携事業 ICT 普及整備事業 移住促進事業	風間浦村	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本村の農家数は年々減少しており、すべてが兼業農家となっている。

農業生産は、自家消費が主体で、高齢化などを背景に農業所得、耕地面積も年々減少傾向にある。また、近年は、ニホンザル、カモシカ等による被害が甚大となっており、農業者の耕作意欲を大きく削いでいるため、対策として電気柵設置を行っている。

稲作については、水田の基盤整備が遅れ、また、生産者の高齢化により経営は厳しい状況にあるが、寒冷地稲作栽培の基本技術の励行により、反収の増大と良質米の生産及び機械の効率的な利用等を図り、生産コストの低減に努める必要がある。

畑作及び野菜は、地域の冷涼な気象条件を活用した作物の選択を図り、村内供給を目指し、生産の増大と産直等の活用による換金化を進める。、今後も、過疎化・高齢化の進行による耕作放棄地の増加を防ぎ、ニホンザル、カモシカ等による食害対策の強化と後継者の育成など生産体制の確立を図る必要がある。

② 林業

本村の林家戸数のほとんどが5ha以下の小規模な林業経営である。近年の木材価格の低迷や外国産材の輸入増加、山村地域の過疎化及び高齢化などの社会情勢の変化に伴い、森林整備の意欲の低下や不在地主の増加により森林の荒廃が進んでいる。このため、各種補助事業などの活用を促進し、資源の保全や森林整備による健全な林業経営を図ることが必要である。

また、特殊林産物としてハウス等を利用した、しいたけ・なめこの栽培が行われ市場へ出荷されているが、生産者が減少しているため安定供給ができない状況にある。

今後は、経営の安定及び生産者の増加と地元下風呂温泉等を中心に出荷体制を整え、加工施設の整備等も同時に検討していくことが必要である。

林業の振興については、林業の合理的施業と林業用作業路の整備、その維持管理にも十分配慮し、森林の持つ国土の保全、水資源のかん養、林業機能等の公的機能の強化を図るとともに、森林資源の活用による林業所得の向上のためにも林業従事者の確保を図る必要がある。

③ 水産業

本村には、下風呂・易国間及び蛇浦の3つの漁業協同組合が令和2年に合併し風間浦漁業協同組合として設立され現在に至っている。

村内には、第2種漁港の下風呂漁港、第1種漁港の易国間漁港、蛇浦漁港、桑畑漁港の4漁港が整備されてある。

本村で行われている漁業は刺網、一本釣り、いか釣り、小型定置網、採貝、採藻などで漁場は漁業権漁場内及び海峡の沿岸海域に形成されている。経営組織別では、個人経営体がほとんどであり、経営体数も漁業従事者数も年々減少している。これは、近年の磯焼け現象による漁獲の激減と景気低迷による魚価の安値傾向も漁業離れに拍車をかけている。

この対策として、高齢者対策の推進、漁業後継者の確保と育成が緊急の課題となっている。特に、漁業に何か新しい魅力を見出さなければ後継者問題は解決できないことから、風間浦

漁協では、青森県内でも漁獲高が上位を占めているアンコウに付加価値を付けようと、平成26年に特許庁へ地域団体商標登録を行いブランド化の確立に取り組むとともに、新たな漁業と観光産業の共存共栄を目指すための、施策を展開していくことが必要である。

本村の海面漁業漁獲量は、漁獲量からみた主要な漁業はするめイカ・たこ・こんぶ漁が中心となっている。

本村は近海漁業が主流であり、漁獲数量の最近の動向を見ると「するめいか」がかなりの比率で上位を占めているが、問題点としては、価格が不安定であること、豊漁と不漁の差が激しいこと等が挙げられる。こんぶ漁についても同様のばらつきがあるが、不漁の最大要因である磯焼け対策としてウニ駆除や海藻種苗の投入などの藻場造成事業の推進により、今後漁獲量は増加するものと期待されている。

本村の主要漁獲物は年変動が大きく、安定性が得られていない。特に、近年の漁獲量・漁獲金額とも第1位を占めている「するめいか」は、平成21年からは大きく落ち込み不漁や魚価の低迷の状況が続いており、漁家経済に大きく影響を及ぼし、村経済にとっても大きな痛手を与えている。

村では、藻場造成事業としてウニの駆除や海藻種苗生産にも力を注いでおり、こんぶ、わかめなどの養殖事業の推進にも取り組んでいる。今後は安定生産を目指して、より一層の資源保護対策を推進する必要がある。

水産物の特産化に取り組むためには、漁協、商工会、観光協会などにより平成6年度に組織された「風間浦村水産物開発販売振興協議会」や「かざまうら産直友の会」などと連携を図り、販路拡大に向けた取組を強化する必要がある。

④ 商業

本村の商工業は大半が零細企業であり、従業員を置かない家族経営の企業が大半である。近年の流通機構の広域化、大型化による環境の変化に柔軟に対応できる起業の促進に努めなければならないが、本村は経済基盤も弱く、新たな起業の促進は厳しい状況にある。

このようなことから、現在の水産加工業や製材業の生産体制、働く場の環境づくり等に対する経営相談、情報提供を行うなど地域産業の活性化への取り組みを強化し、雇用の場を確保することとする。また、地熱資源の活用や地域経済を支えるための産業の育成と起業の促進をどのように図るかが今後の課題である。

平成26年の商業統計における当村小売業の現状は、商店数24店、従業者数53人、年間販売額5億3100万円である。これを業種別に見ると、飲食料品小売業の商店数が14店、従業者数23人、年間販売額1億8500万円と最も比重が高くなっている。

最近の動向としては、商店数は減少傾向にあり、これにより販売額も減っており、村内商工業を取り巻く経営環境は厳しく、消費者ニーズの多様化などによりむつ市等への買物流出が多くなっている。その流出をくい止めるためには、当村の現状を考慮し消費者のニーズに合わせた品揃えやサービス機能を付加するなど経営規模を克服するため共同経営意識を高め、独自の商業圏を確立しなければならない。

⑤ 工業

本村には、平成30年の工業統計で従業員4人以上の事業所が5事業所あり、その従業員数は85人、製造品出荷額は約6億8758万円となっている。

1事業所あたりでは、従業員数17人、製造品出荷額は1億3751万円となる。

工業の業種構成は、木材が3事業所、食料が2事業所となっている。食料の1事業所は水産加工で、全出荷額のほぼ半分に達している。生産品目は、イカの塩辛、塩ウニ、タコの粕漬、煮ダコ等である。木材の3事業所は全て製材業で、雇用、出荷とも厳しい状況におかれている。

また、「青森ヒバ」は、木曽ヒノキ、秋田スギと並んで日本3大美林の一つに数えられており、堅牢で腐りにくく、シロアリにも強い特性を持っている。しかし成木になるためには200～300年を要するため資源の確保が難しい状況にある。

1事業所では1次加工だけでなく、木の枝や端材を利用した製品等を手がけており、こうした有効利用、高付加価値化への取組が必要である。

⑥ 観光

本村の、令和元年における観光入込客数は約6万5千人となっている。宿泊客は温泉利用の短期滞在が主体で、長期滞在型もしくは温泉以外にも利用目的を持つ観光地に比較して、客単価が高いとはいえない状況にある。

下風呂温泉は古くからの湯治場として知名度が高く、下北最大の温泉郷であるが、温泉以外の魅力づくりが十分とはいえず、下北周遊の中で一夜の宿泊立寄地となっている。

この対策では、温泉街から海峡いさりび公園までの散策ルートづくりとして、幻の大間鉄道と称されるアーチ橋メモリアルロードの整備や夜には「いさり火ウォーク」などを企画し観光客向けに実施している。

特に、下風呂温泉には村制施行百周年の記念事業として建立した『井上靖文学碑』や同志社大学の創始者『新島襄寄港記念碑』のある海峡いさりび公園を十分観光資源として活用しなければならないほか、令和2年12月にオープンした下風呂温泉海峡の湯を軸とした観光客の誘客促進をしていく必要がある。

特産品化では、すでに定着しているウニ、アワビ以外に、活イカ備蓄センターの営業により、夏は生きたイカを供給し、また、冬には生きたまま水揚げされるアンコウを食べることをPRし観光客誘客に取組んでいる。さらには、コンブ、フノリ、ワカメ、ヒジキなどの海産物や布海苔そばの商品化に取組んでいるが、販路拡大にはつながっていない状況である。

観光名所では、蛇浦折戸海岸をはじめとして、国道279号の岩礁海岸風景や易国間川溪流を観光資源として活用し、観光資源の集積によって下風呂温泉の誘客力を向上させる必要がある。

一方、野外活動と呼ばれる自然体験レクリエーションの需要も高まっていることから、本村では温泉、自然観賞、スポーツ、キャンプなど多様な活動メニューによる滞在型観光エリアを構成するほか、下北圏域で取り組む下北ジオパーク構想を推進していくとともに、

案内ができるガイドの人材養成を図っていくことが必要である。

このような状況から、長期的展望に立った観光振興計画を策定し、民間資本等も巻き込む観光振興による地域活性化を図る必要がある。

(2) その対策

① 農業

気象条件や土地利用条件に適した野菜づくりやパイプハウスの利用による畑作を主体にして自給力を高め、また観光との連携を深めて、下風呂温泉の旅館等の村内需要に応えられるような販売農家の育成に努め、農道等の農業基盤整備や野生動物による食害対策を図る。

また、就農者の定着などのため、中山間地域等直接支払制度をはじめとする各種補助制度等を活用し、耕作放棄地の防止や所得につながる農業生産活動の支援を図る。

② 林業

森林の持つ国土の保全、水資源のかん養、植林等の強化を図りつつ森林資源の活用による林業所得の向上を図るため、市場の調査、特用林産物の開発、共同出荷体制の確立等の整備を図る。また、森林資源の適切な管理に向けた作業道等の整備、間伐材の有効活用や造林事業等のを促進する。

③ 水産業

当村の漁獲量は年変動が大きく安定性が得られないため、変動の少ない安定した漁獲を確保するとともに、所得の向上や後継者の育成を図らなければならない。そのために漁港・漁場の維持管理を行うとともに、アワビ、ウニ、コンブ等の増養殖による「採る漁業」から「つくり育てる漁業」への更なる推進を行うため、藻場造成事業への取組みを図るとともに、水産加工施設や産直施設との連携による販売促進やブランド化による高付加価値の向上にも努める。

④ 商業

観光等との連携を図りながら、商業者と地域住民が一体となったまちづくりを目指すため、イベントの開催、地域商品券の発行などを企画し、買物客の村外への流出を防ぐとともに、小売業者の経営形態の改善や空き店舗の解消に向けた取組みを支援する。

⑤ 工業

当村には、アワビ、ウニ、タコ、イカ、コンブ等の水産資源や天然ひば等の原材料があるが、その加工は1次加工にとどまっている。そのため、観光と連携を図りながら商品開発力の強化を図らなければならない。

また、企業誘致については労働力の調査等を行い、当村の立地条件に適合した企業の誘致に努める。

⑥ 観光

下風呂温泉は下北地域最大の温泉郷であり、令和2年12月にオープンした下風呂温泉海峡の湯以外の魅力づくりが十分でないため、地元財産区や観光協会、旅館組合など関係

機関が連携し体験型・滞在型観光地を目指した取組みを行う。

このため、温泉街の整備とともに、桑畑温泉、屋内外のスポーツ施設、アーチ橋メモリアルロード、自然林地（森林浴フィールド）などのネットワークを図るとともに、『井上靖文学碑』、『新島襄寄港記念碑』等の有効活用や下北ジオパーク構想推進にも取り組む。

また、村内全産業との連携により、新しい名産品・名物料理の開発や知名度を向上するためのイベント開催を企画するとともに、観光キャラバン作戦等のPR活動の充実と、通年での観光事業の展開を図る。特に水産業との連携は最重要課題であり、観光客のニーズに応えるため、活イカやアンコウを使った料理の開発、イカ釣りや烏賊様レースなどの体験型の企画を充実させるほか、アクセス道路、観光案内板、駐車場の整備など観光関連施設の充実により観光地としての魅力向上を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

目標指標	基準値	目標値 (令和7年)	備 考
第1次産業就業者数	199人 (H27)	199人	基準値の維持
観光入込客数	57,753人 (H27～R1 平均)	60,641人	基準値の5%増加

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	鳥獣害防止システム整備事業	村	
		林道改良事業	村	
		林業	村	
		水産業	村	
		漁港整備事業（負担金）	県	
	(3) 経営近代化施設 農業	中山間地域総合整備事業（負担金）	県	
	(9) 観光又はレ クリエーション	桑畑温泉改良事業	村	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 観光	豊かな海づくり補助金事業	漁協	
		ゆかい村海鮮どんぶり祭り事業補助金	実行委員会	
		豊かな山づくり補助金事業	実行委員会	

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① デジタル化の推進

高度情報化社会の発展による情報通信インフラの高速・大容量化や、パソコン・携帯電話・スマートフォン等の普及率の上昇により、情報通信技術（以下「ICT」という。）は大きく進展し、社会経済活動や日常生活において必要不可欠な手段となり、個人や企業が場所や時間を問わず様々な状況で情報を得ることが可能となっている。

② 防災対策における情報化

防災体制における情報化については、防災行政用無線の整備や各家庭への個別受信機の設置により整備体制は着実に整えられる。

しかしながら、東日本大震災背景とした安全・安心な生活確保への強いニーズや、その後も全国で多発している大雨や地震などの自然災害に鑑み、全ての住民に対してだけでなく、来村している観光客、特に外国人観光客に対しても多言語での情報提供により避難が可能となるような災害時における有効で適切な情報の発信のための対策が必要である。

(2) その対策

① デジタル化の推進

本村におけるICTの利活用が低迷していることから、ICTの恩恵を幅広く住民や企業等に実感してもらうためにも情報リテラシーの向上など、情報通信基盤の効果的な活用促進や格差是正に向けた対応を図ることとし、現在、青森県で進める電子申請サービスに参加することにより、住民への行政サービスに係る各種手続き等の利便性向上に努める。

教育の場においても、国で進めたGIGAスクール構想により、児童・生徒への一人一台のタブレット端末の配備が完了したことから、今後は、教職員への研修の実施等により効率よく授業等で活用していけるよう支援に努める。

一方、ICTは利用者にとって便利な反面、これを悪用したトラブルや犯罪、複雑化・高度化するサイバー攻撃等が増加していることから適切な情報セキュリティ対策を講じていくことが重要である。そのためにも、行政側の情報セキュリティポリシーに基づく対応はもとより、住民や企業等に対しても、情報セキュリティの重要性や情報モラルについての周知啓発の充実を図る。

また、既存のシステムに係る維持運営費については費用対効果の観点から、システムの集約・統合による効率化を進め経費節減に努める。

② 防災対策における情報化

全国で多発している自然災害の教訓を基に、非常時における住民及び観光客の避難を最優先とした対策活動を円滑・確実なものとするためにも、行政全般における有効で適切な情報の伝達収集体制の整備を行う。併せて、行政サービスの更なる向上を目指し、村の公共分野である保健、福祉、子育て、教育等の情報発信基盤の整備を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

目標指標	基準値 (令和2年)	目標値 (令和7年)	備考
防災行政用無線 個別受信機設置率	100%	100%	基準値の維持

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における情報化	(1) 電気通信施設 等情報化のための施設			
	防災行政用 無線施設	防災無線デジタル化整備事業	村	
	テレビジョン放送 等難視聴解消 のための施設	テレビ共同受信施設整備事業	村	
	ブロードバンド施設	ICT公衆無線エリア整備事業	村	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 国道

国道は1路線で、野辺地～むつ市～大間町を経て函館市へ至る国道279号が、本村の海岸線に沿って延びている。国道279号は、当村と隣接市町村を結ぶ唯一の幹線道路であり、集落間の重要な生活幹線道路でもある。

また、国道は、道幅が狭く、観光シーズンになると交通量が増加し、歩道の未整備箇所も多いことから、早急に道路の拡幅、歩道設置等の整備が必要である。

国道以外で唯一、むつ市大畑町を結ぶ村道薬研・易国間線は、避難ルートを整備する観点からは早期に県道昇格になることを要望しているが、地理的条件から整備が困難な状況にあり、道幅は狭く未舗装道が多いため利用に支障を期している。

このため、大規模災害が発生した場合における防災対策として、大間町から風間浦村を経由しむつ市まで通行ができる防災避難道路整備促進を要望している。

② 村道

村道は350路線、総延長は88,000mである。そのうち改良済延長は13,154m(15.0%)で、年次計画により整備を図っているが、改良率は極めて低い。今後、村道における幅員の狭小及び急勾配等の交通隘路区間を解消するために、体系的な維持管理を含めた道路改良を図る必要がある。また、冬期間における除排雪を強化し、交通の確保に努めることとする。

さらに、災害時における大間町から村内の既設農道を経由し、村道薬研・易国間線につながる広域避難路としての村道整備を促進しなければならない。

③ 農林道

農道は14路線、総延長10,011mである。ふるさと農道を除く路線は、老朽化が著しく幅員が狭く、農業用機械による農産物の搬出に支障を期しており、早急に改良が必要である。

林道は2路線、総延長3,144mと、国有林管内の林道が約51,600mあり、林産物の搬出や分収造林地等の経営管理、住民の生活路線として、更には観光にと幅広く利用されているが、未改良で幅員が狭いため利便性が低く改良が必要である。

また、林業用作業路は約12,000mに達しているが、さらに路網の拡充と維持管理に努めなければならない。

④ 交通確保

本村の公共交通手段として下北広域圏の中心都市むつ市まで(約40km)は、民間の下北交通(株)のバス路線だけである。近年は、利用者の減少により採算上の理由により、運行本数が減少し利用者には不便が生じている。

また、県庁所在地の青森市まで(約130km)はむつ市経由下北交通(株)の直通バスまたはJRによる鉄道を利用する交通手段がある。むつ市までの所要時間は1時間30分、一方、青森市までは4時間30分を要する。

(2) その対策

- ① 国道279号は、下北広域圏の経済、文化、教育のほか、下北観光など下北広域圏の重要路線であるほか、本村にとって村外とを結ぶ唯一の連絡道路でもあるため、落石対策や道路の拡幅、歩道の設置等を強く働きかけるほか、大間町から風間浦村を経由し、むつ市までの防災対策道路整備を要望していく。
- ② 村道については、日常生活が快適に暮らせるよう、路線の拡充と完全舗装化を早期に実現するとともに、植栽などの修景に配慮する。
易国間と大畑薬研温泉を結ぶ村道薬研・易国間線を整備し、観光及び産業面で広く活用が期待でき、災害時の避難道路としても利用する。
- ③ 農林道については、「3. 産業の振興」において整備を図るものとする。
- ④ バス交通は、自動車の普及や人口の減少等により年々利用客が減少の傾向にあり、利用客の動向把握、運行ダイヤの改善などにより住民の足として確保に努めるほか、冬期間の交通確保のため国道の除排雪の徹底を働きかけるものとし、村道についても住民生活の足を確保するため除排雪対策を強化する。
上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の 整備、 交通手段の 確保	(1)市町村道 道 路	緑町線道路改良事業 古野・大川目線道路新設事業 大川目住宅線道路改良事業 新町1号線道路改良事業 甲本通線道路改良事業 易国間浄水場線道路新設事業 村内橋梁点検調査事業	村 村 村 村 村 村 村	

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 簡易水道・下水道処理施設等の整備

ア 簡易水道等の整備

水道施設は、昭和36年から昭和43年にかけて5施設（蛇浦、易国間、桑畑、下風呂、甲）が整備された。また、昭和62年度に村内全域にわたる簡易水道施設整備計画を策定し、平成2年度～平成16年度にかけて施設の一部改修及び施設の統合整備を行った。これにより、現在は5施設を3施設（蛇浦と易国間、下風呂と甲、桑畑）に集約し、浄水の供給を行っている。

しかし、易国間・蛇浦地区は、浄水場内における設備の老朽化により、浄水の安定供給に支障を期しているため、早急な施設の改修が必要となっている。

今後、他の浄水場においても浄水の安定供給を行うため、施設の維持管理を強化しなければならない。

イ 下水道

下水道施設は、その整備や維持管理に多額の費用を要することから、本村では、合併浄化槽の設置により対応することとし、個人への助成制度を設けている。

ウ ごみ・し尿処理施設の整備

ごみ焼却施設についても、下北地域の全市町村で構成する下北地域広域行政事務組合により処理されているが、令和4年度まで新しい焼却炉の建設を行う計画が検討されている。

また、本村の清掃センターには、稼働していない焼却施設があり、その施設内にある機械等の解体と施設の再利用をするための検討が必要である。

し尿については、下北地域の全市町村及び上北郡の野辺地町、横浜町、六ヶ所村の1市3町4村が加入する下北地域広域行政事務組合により、処理がなされている。

エ 火葬場・墓地

本村の火葬場については、平成20年度から火葬業務を大間町に委託しており、今後も委託を継続していく。

墓地については、それぞれの自治会や寺院が管理している。

② 消防防災体制の整備

消防防災設備等については、国の基準による本村の実情に即した整備を進めている。

常備消防は、風間浦消防分署が設置され、非常備消防については、本団と5つの分団による消防団員190人で組織されている。

消防車両は、消防タンク車1台、ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ付水槽車2台、小型動力ポンプ6台、小型動力ポンプ付積載車4台、広報車2台が配備されている。ほかには、水利施設として消火栓129基及び防火水槽55基が整備されている。

下北消防本部では、平成25年度から下北地域の119番通報の受信から消防救急活動の終了までを本部指令センターにおいて一元管理に取組み、また、平成26年度には消防救急無線のデジタル化への移行を完了し、地域住民の安全・安心を守るため設備の充実に取組ん

でいる。

村内の消防施設は、年次計画により更新しているが、消防分署庁舎においては老朽化が進み全面的な改修の必要性があるため、施設の新設を視野に入れた検討が必要である。

また、村内には平成24年度から随時4地区に自主防災組織がそれぞれ結成され、災害時には、地域住民の避難所までの誘導や避難訓練を行っているほか、避難に必要な物品等の整備を行っている。なお、避難所での非常用食糧、防災用具は、計画的に各施設に備蓄している。

なお、防災計画は、大間原子力発電所の進捗状況等により現計画を修正することとし、人口減少に伴う消防団員の確保対策にも取り組む必要がある。

③ 住宅

村営住宅は、昭和36年から昭和43年に建設されたもので、老朽化が激しいため入居者の利便性に支障を期している。このため、平成14年度から順次建替事業に取り組んでいる。

易国間地区は、平成21年度、蛇浦地区は、平成26年度に建替事業が終了し、現在は、下風呂地区の建替事業に着手している。

④ 交通安全

通勤エリアの拡大や大間原子力発電所の工事に伴う関係車両の増加により、交通安全対策が問題となっている。このため、風間浦村交通安全対策協議会、大間地区交通安全協会風間浦支部、大間地区交通指導隊風間浦支部、風間浦村交通安全母の会を中心に大間警察署と連携をとり、村民一体となった交通安全運動を推進している。今後は、さらに交通量の増大が予想されることから、「村民ぐるみの交通安全運動」をより一層推進するとともに、交通安全施設等の整備が必要である。

⑤ 緑化推進

潤いと安らぎに満ちた社会を築くことは、村民全ての願いであり、生活水準や余暇の増大という社会的背景のもとに、生活の中にゆとりを求める傾向が強まっており、今後は公園や学校、その他の公共施設周辺の緑化を進め、個性的で豊かな地域景観の形成を図ることが必要である。

⑥ 急傾斜地の対策

集落のほとんどは山岳が海岸線まで迫り、断崖絶壁をなす急傾斜地帯が多いことから、台風、大雨、大雪時における土石流・雪崩などの危険な状態にある。住民生活の安全を確保するため、急傾斜地帯における保全対策が必要である。

(2) その対策

- ① 簡易水道施設は、平成2年度～平成16年度に施設の統合と一部改修を行い、浄水の供給を行っている。しかし、易国間・蛇浦地区簡易水道施設は、一部既存施設の老朽化により浄水の安定供給に支障を期しているため、大規模な施設整備を図るほか、他の水道施設の維持管理を強化し浄水の安定供給に努める必要がある。
- ② 下水道については、合併浄化槽の普及に向け、個人への助成金交付で対応することとする。
- ③ ごみ処理については、新しい施設の建設を見据えながら適正な処理体制の確立による広域事業を継続していく。

また、現在使用していない村内清掃センターにある焼却施設の解体撤去と一部建物の再利用を図る。

- ④ 火葬場については、施設を整備せず、引き続き大間町にその業務を委託し対応することとする。
- ⑤ 村営住宅については、建替事業に取り組み、「公営住宅長寿命化計画」の策定などによる住宅需要を見極めながら行う。また、移住者向けの住宅整備の取組みについても推進する。
- ⑥ 住民の生命と財産を守るために、消防施設の整備充実を図るとともに、消防団の組織の充実、団員の教育訓練等を積極的に推進する。

また、村内4自主防災組織については、災害時等における行政等との役割を明確にするなど体制を強化する。

防災計画については、時代の変化に即応し随時修正を図り、非常用食糧等の緊急避難対策備品は、自主防災組織と連携を密にし計画的に避難所等に備蓄することとする。

- ⑦ 交通事故の防止対策として、道路診断の実施等により交通安全施設の整備を促進するとともに、交通安全意識の向上に資するため、指導体制の確立を図る。
- ⑧ 住民生活の安全確保のため、急傾斜地帯における法面保護対策や定期的なパトロールにより、安全対策に今後も努める。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境 の整備	(1)水道施設 簡易水道	易国間・蛇浦簡易水道施設整備事業 ろ過砂補給事業 水道メーター取替事業	村 村 村	
	(3)廃棄物処理 施設 ごみ処理施設	ごみ焼却施設解体・再利用事業防災	村	
	(5)消防施設	防災総合施設整備事業 救急救助器具整備事業 水槽車整備事業 消防指令車整備事業	村 村 村 村	
	(6)公営住宅	村営住宅建設事業	村	
	(7)過疎地域持続 的發展特別事業 環 境	合併浄化槽設置費補助金事業	村	
	危険施設撤去	旧下風呂温泉浴舎解体事業 自主防災組織育成事業 防災計画修正事業	村 村 村	
	防災・防犯	ハザードマップ作成事業	村	
	その他	村営住宅等解体事業 住宅長寿命化計画作成事業	村 村	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

急速な少子化の進行は全国的に共通した課題となっており、これに伴う人口の減少は社会・経済に大きな影響を与えている。

このような中、本村における風間浦保育所は、出生率の低迷による少子化の影響により近年は定員割れが続いている。

ひとり親家庭の増加、近年の女性の就労率の高さに伴う出産後も就労を継続する傾向、経済不況下での不安定な就労状況や子どもの貧困問題、核家族化や近隣関係の希薄化に伴いかつては家族や近隣から得られていた知恵や支援が得られにくくなったことにより起こり得る育児の不安や孤立など、保護者の子育てに対する様々な負担が増しており、引き続き、地域全体で子育てを支える体制の構築や公的支援策の整備による子育て支援環境の充実が必要である。

② 高齢者等の保険及び福祉

本村の65歳以上の高齢者比率は、人口減少などの社会要因を背景とし年々増加傾向で推移しており、平成27年国勢調査時点の高齢化率は39.2%である。今後も更なる高齢化の

進行が想定される中、支援が必要とされるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者などが増えることが見込まれ、核家族化や共働き世帯の増加もあり、家庭での介護力の低下が危惧されている。さらには、それに伴う要介護認定者の増加及び介護施設における入所待機者や生活困窮高齢者の増加、医療費及び介護給付費の増大など様々な課題が発生すると思われる。

このことから、要介護状態となった場合においても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」を推進してきたところである。今後も高齢者の実態や動向を的確に把握し、高齢者のニーズに対応した生きがいづくり対策や各種サービスの充実などに努め、高齢者が安心して暮らすことができる体制を強化する必要がある。

③ 健康づくりの充実

住民の健康増進のため、健康診断や健康教室等の保険事業を実施しており、受診率及び参加率は増加傾向にあるものの本村が指標とする数値には届いていないのが現状である。

近年は平均寿命だけに囚われるのではなく、健康寿命の延伸も重要視されているため、幼少の頃から健康に関する知識を深めることが望まれている。このことから、保育所及び小中学校と連携することにより、食育指導等をはじめとした学ぶ機会を設けており、引き続き将来を担う子どもたちへの継続的な啓蒙活動の更なる充実に努める必要がある。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

子育てを取り巻く地域ネットワークの弱体化に伴う家庭における出産・子育てに関する精神的・身体的・経済的な負担の増大を解消するため、子育て世代に対する適切な相談窓口や情報提供の場の創出、子どもに対する医療費の助成などにより、地域全体で結婚・妊娠・出産・子育てを支援する気運を醸成するとともに、子どもを安心して産み育てていける環境の整備を図る。

また、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、育児休業期間満了後から教育・保育事業を不安なく利用できる運営体制の構築を進める。さらには、母親の育児休業の取得割合が高い一方、父親の取得割合が低いままであることから父親の育児休業取得率の向上を目指し、育児にたいする意識の改革や取得しやすい職場環境の整備、父親の育児参加の促進等のワーク・ライフ・バランスの啓発に努める。

② 高齢者等の保健及び福祉

今後も高齢化が一層進むと見込まれる社会の中で、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる「地域包括ケアシステム」を強化し、高齢者が住み慣れた地域で、自立し豊かに生きがいを持って安心して暮らし続けられるよう、住まいやその周辺環境、生活支援サービス等の配慮に努める。

また、地域の居場所づくりや見守り体制の構築として、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かせるような産業活動や老人クラブ活動などの社会活動に積極的に参加することが出来る支援体制を充実させ、健康で生き生きとした高齢者のいる地域社会の創造を図る。

③ 健康づくりの充実

平均寿命及び健康寿命の延伸のためにも生活習慣病の予防が非常に重要であることから、幼児期からの基本的な生活習慣の確立が必要であり、住民の健康づくり意識を向上させることが重要であることから、生活習慣病や感染症に関する正しい知識と予防対策の普及啓発に努め、健康診断の受診促進や生活習慣の改善指導などにより、生涯を通じた健康づくりを進める。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

目標指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備考
特定診断の受診率	39.8%	41.8%	基準値の5%増加
がん検診の受診率	27.5%	29.9%	基準値の5%増加

(3) 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	特定教育・保育施設等療育支援事業 (事業内容) 障害の可能性のある園児・児童への見守りに対し支援を行う。 (必要性) 従事する教師及び保育士等の負担の軽減を図るため必要である。 (事業効果) 教師及び保育士の負担の軽減が図られることにより教育現場の質の向上に繋がる。	村	補助金
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 高齢者・ 障害者福祉	介護予防・生活支援事業 (事業内容) 在宅における高齢者等に対し介護予防の促進と生活向上を目的とした支援を行う。 (必要性) 要介護状態を未然に防ぐための介護予防の重要性が増していることから必要である。 (事業効果) 高齢者等の自立生活、社会的孤立感の解消等が見込まれ、地域の活性化及び定住促進に繋がる。	村	
		老人クラブ活動事業 (事業内容) 高齢者の自主的な組織である老人クラブ活動に対し支援を行う。 (必要性) 高齢者の生きがいがいづくりや孤立化防止のため必要である。 (事業効果) 高齢者が社会活動に積極的に参加することにより、地域の活性化及び定住促進に繋がる。	団体等	補助金

8. 医 療 の 確 保

(1) 現況と問題点

下北地域では、5市町村（むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村）で、一部事務組合下北医療センターを形成している。

近代的な施設で高水準医療を提供している基幹病院であるむつ総合病院を中心に、隣接する大間町には大間病院が、本村には風間浦診療所が設置されており、風間浦診療所は、平成20年度より、むつ市内の医療法人に指定管理委託となっている。

高度医療を提供できる基幹病院を有するむつ市または青森市、函館市の医療機関を利用する患者も多い。なお、むつ総合病院では、今後入院病棟の建替計画があり、下北医療センター構成市町村の負担金が見込まれている。

また、村では、風間浦診療所と大間病院を利用する村民のために、患者無料送迎バスの運行をバス会社に委託していたが、運行経費が多額となり平成27年度からはコミュニティバス化し患者送迎バスの運行を継続している。

今後、診療所のあり方や方向性を検討するとともに、診療所と保健活動の連携による予防事業を更に推進する必要がある。

(2) その対策

風間浦診療所施設の適切な維持管理と医療機器等の充実や広域的医療施設及び医療体制の拡充を図る。

医療施設までの公共交通機関が限られているため、風間浦診療所及び大間病院までのコミュニティバス（患者送迎バス）を運行し、村民の通院手段の確保に努め、医療機関を受診しやすい体制づくりに努める。

また、小児救急医療や高度救急医療など本村での提供が困難な機能については、むつ総合病院とのさらなる連携強化による広域的な医療体制の充実を図る。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

目標指標	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	備 考
平均寿命	男性 78.7 歳 女性 85.5 歳	男性 80.0 歳 女性 87.0 歳	人口ビジョンにおける 2040年の目標 男性 82.8 歳・女性 89.6 歳

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1)診療施設 診療所	医療機器の整備	村	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業	診療所指定管理委託事業	村	
		コミュニティバス運行事業	村	
		健康な村づくり事業	村	

9. 教 育 の 振 興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本村の学校教育施設は、令和2年5月1日現在の学校基本調査において下記のとおりである。

(1) 小学校は1校設置され、

風間浦小学校 学級数 7 児童数 52人 (特別支援学級含む)

(2) 中学校は1校設置され、

風間浦中学校 学級数 4 生徒数 40人 (特別支援学級含む)

児童生徒の未来に向け、豊かな人間形成と人材育成を図るためにも、地域・家庭・学校の連携を強めることによる開かれた学校運営と教育環境の充実が必要である。

小学校は3校設置されていたが、児童数の減少により3校を1校に統合し、平成28年4月に「風間浦小学校」として開校し、小中一貫教育に取り組んでいる。

中学校は、平成元年度に完全統合がなされ、校舎については、大規模な改修も実施されているが、良好な教育環境の整備に努めるためIT教育機器の導入や施設の整備促進を図る必要がある。

児童生徒の通学は、下風呂小学校全児童と易国間小学校の桑畑地区の児童及び中学校全生徒がスクールバスにより通学している。小学校が1校に統合されたことから、中学校スクールバス運行と連携を図りながらスクールバスの計画的な運行体制を整備する必要がある。このため、スクールバスの購入やスクールバス専用車庫の整備が必要となる。

教員住宅は、老朽化が進んでいることから教職員の定住促進を図るため、建替えが必要である。

また、小学校の統合により生じた廃校舎や学校用地は、避難施設、社会教育施設、コミュニティ施設などへの転用や地域の活性化に資することも併せて検討を進めていく。

② 社会教育

村民一人ひとりが心のふれあいを深め、コミュニティの形成を図るために、公民館等の施設を利用し、婦人会・老人クラブ・文化団体等が各種学級・講座等を開催して生涯学習活動を展開している。

しかし、村内には指導者が不足している状況にあり、情報社会の変化に対応できるよう人材の育成に努める必要がある。

また、住民参加によるコミュニティの拠点となる集会施設は、各集落に公民館、集会所が計5か所設置されている。老人クラブ、婦人会などが活動及び各種集会、生涯学習の場として利用しているが、老朽化により施設の更新などを視野に入れた整備計画及び社会教育・文化活動の中核となる施設が無いので、多方面にわたる広域的交流機能を併せ持つ複合施設が必要である。

(2) その対策

- ① 小学校の統合により遠距離となった学区については、通学のためのスクールバス運行を行うが、隣接する中学校のスクールバスと連携したバスの運行体制を図る。これにより、効率的にバス運行を行うためスクールバス及び車庫の整備を図る必要がある。

時代の進展に対応した教育を推進するため、語学指導助手(A L T)や外国からの留学生などによる語学指導や国際化に対応した教育の推進と、村内には学習塾が無いため子どもの学力を向上させるための事業を推進する。

教員住宅の老朽化を解消するとともに教職員の定住対策を図る。

- ② 廃校となる施設及び用地等については、避難施設のほか、社会教育施設、福祉施設、地域文化の拠点施設、コミュニティ施設等への転用や残された価値を計画的にかつ有効に活用するよう検討し整備を進める。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1)学校教育関連 施設			
	教職員住宅	教員住宅整備事業	村	
	スクールバス	スクールバス整備事業	村	
	その他	スクールバス車庫整備事業	村	
	(3)集会施設、体育 施設等			
	公民館	公民館改修事業	村	
	体育施設	野球場改修事業	村	
	その他	廃校を活用したにぎわいづくり 事業	村	
	(4)過疎地域持続的 発展別事業			
	生涯学習・ スポーツ	スポーツ交流事業	村	
		子ども学習塾事業	村	
	その他	国際交流事業	村	
		教員住宅等解体事業	村	

10. 集 落 の 整 備

(1) 現況と問題点

① 集落の整備

村内の集落は国道279号沿いに、下風呂、桑畑、易国間、蛇浦の4集落がある。

公共施設等は、易国間地区に役場、総合福祉センター、診療所、消防分署、保育所、商工会、下風呂地区に警察官駐在所があり、ほかに公民館が4地区に、郵便局が下風呂、易国間、蛇浦（簡易郵便局）にそれぞれある。

また、テレビ共同受信施設の整備により村内におけるテレビ難視聴地域が解消されているが、設備の維持管理や更新が必要となっている。

② 集落等の活性化

人口の過疎化及び高齢化に悩む本村の課題は、第1に就労の場がないことであり、そのためには、基幹産業である漁業と観光業の振興などを図る必要がある。また、地域の連帯感を深めるとともに、都市等との交流を推進し集落の活性化を図ことも必要である。

さらに、過疎化、核家族化、少子高齢化における就業構造の変化などは、地域におけるコミュニティ活動の継続や緊急時における住民相互の扶助といった集落機能の低下を招く恐れがあり、今後も増加する一人暮らし世帯と高齢者のみの世帯などの生活不安の緩和や緊急時の安全性の確保が必要とされています。

このため、各自治会と自主防災組織を中心とするコミュニティ組織と行政との連携を強化する必要がある。

(2) その対策

- ① 集落を維持していくためには、U・J・Iターンの推進や人口流出防止を図ることが重要であることから、集落内の住宅整備等の検討を進めるとともに、集落住民による活動強化に努め、移住・定住対策の推進を図る。
- ② 集落内の公共施設の整備や維持管理など、各自治会組織と連携しながら適正な運営に努めていく。
- ③ 恵まれた地域資源、歴史的文化遺産等を活用し、郷土を愛する心を育て地域的連帯感を深めるとともに、都市等他地域との地域間交流事業を推進する。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 集落の整備	(3)その他	下北北部地区中山間地域総合整備事業 (事業内容) 集落道の整備を行う。 (必要性) 未整備の集落道が存在し、地域住民の安全な生活に支障をきたしており整備が必要である。 (事業効果) 地域住民の安全安心な住環境が見込まれ、定住促進に繋がる。	青森県	負担金

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 文化財・民俗芸能

地域の歴史や文化、郷土芸能については、近年、生活様式の多様化や少子化の進行等による社会構造の変化に伴い、芸能継承が困難になりつつある。

このことから、村民の芸能文化活動への積極的な参加を促進し、古くから受け継がれてきた文化財等を後世に伝えるための保存活動を積極的に推進するとともに、生涯学習の観点からも伝統行事や地域の文化を活力した学習活動の機会を拡充していくことが必要である。

なお、郷土芸能については、後継者が高齢化しているため、その育成を図るとともに映像等に記録し、保存していくことが急務である。

② 文化施設

文化施設については、整備の遅れから皆無の状況であり、歴史民族資料館等の整備を検討し、保存活動にも努める必要がある。

(2) その対策

① 伝統ある地域文化が住民はもとより他地域の人たちに親しまれるよう気軽に参加し、体験や交流ができる機会を創出していくとともに、村内の貴重な文化遺産を後世に伝えるため、広範囲にわたるきめ細やかな調査並びに伝承活動を進めるほか、各種事業を通じて郷土芸能、文化団体活動を奨励し、その育成を図る。

② 文化施設については、小学校統合後の施設などの有効利用も視野に入れ、地域の特性を生かした郷土資料館等の整備について検討を行う。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化 の振興等	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	郷土芸能保存事業 (事業内容) 地域の文化遺産を後世に 保存継承していく団体に対し支援を行 う。 (必要性) 少子高齢化の影響により、団 体の運営力の低下が懸念されるため必 要である。 (事業効果) 文化遺産が後世に継承さ れ、分化を核としたまちづくりを行うこ とにより、地域の活性化及び定住促進に 繋がる。	村	補助金

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーは石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料とは違い、二酸化炭素の排出量が少ない太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーである。また、化石燃料が限りある資源であることや地球温暖化対策の観点からも可能な限り消費量を削減していく必要がある。

本村における再生可能エネルギーの状況は、本村が独自で実施した事業については僅かであり、小学校をはじめとした村内数カ所の公共施設への太陽光発電設備の設置に留まるが、民間側に目を向けると、住宅街や耕作放棄地、山林を問わず村内の至る所に企業や個人所有の施設が無秩序に乱立している状況であり、それに伴う景観の阻害や森林伐採等による自然環境への悪影響が懸念され、また、騒音等による周囲の住環境への直接的な被害に対する近隣住民からの苦情も寄せられている。

しかしながら、再生可能エネルギーは脱炭素社会に向けた手段の一つとして普及が求められていることから、行政側の一方的な基準により排除することは好ましくなく、それ故、本村としては、地域と連携・共存していくための方策として、ガイドライン及び条例を制定のうえ、秩序ある再生可能エネルギーの推進に努めてはいるものの、法的拘束力ではないことから、更なる対策が急務である。また、所有者が営業終了や破綻等で撤退した際に、設備が撤去されずに現状のまま放置される可能性が払拭できていない状況であることも、本村だけの問題ではなく、全国的に危惧されている。

(2) その対策

民間企業及び個人所有の施設については、設置や運用の基準に対する認識や考え方が所有者側の一方的な判断に委ねざるを得ない可能性があることにより、策定済みのガイドラインや条例だけでは一元的な規制が難しいため、引き続き、強制力を伴った更なる対策に努める。

また、既存の施設に対しても、騒音調査等を実施のうえ、近隣の住環境及び自然環境への影響等を行政側で常に把握・監視し、所有者と情報を共有することにより、引き続き、適切な施設の運営に理解を求めるよう努める。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

目標指標	目 標	備考
法的拘束力を持つ 体制の構築	無秩序な再生可能エネルギー施設の 建設を防ぐための体制を構築する	

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能エ ネルギーの 利用の推進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネ ルギー利用	騒音調査事業 (事業内容) 風力発電設備から発せられ る騒音の調査を行う。 (必要性) 近隣住民からの苦情に適切に 対応するため必要である。 (事業効果) 調査内容を設備所有者と共 有することにより、良好な住環境のため の適切な指導を行えるようになる。	村	

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本村は、4集落により構成されており、各集落が自治会等を組織し、地域の文化や郷土芸能等の保存や地域コミュニティの核を担ってきた。

また、町内会制度のない本村においては、地域の自治会は、多方面において大きな役割を果たしている。

しかし、人口の減少と高齢化により祭典や地域行事の維持運営が大きな負担となってきた。地域の実情に合わせ、自らの創意工夫により地域住民が知恵を出し合って、まちづくりに参画するための仕組みや体制づくりに努め、住民と行政の連携協働によるまちづくりが必要とされている。

(2) その対策

各地域における自治会の活性化とそれらを担う若手リーダーの育成を早期に図るとともに、住民参画によるまちづくりの推進と町内会制度への移行の検討を図り、協働によるまちづくりを推進する。

なお、過疎地域持続的発展特別事業の実施のため基金を造成し、基金を有効に活用し、これらの事業を推進するものとする。

上記に記載した全ての施設の整備に係る目標については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、長寿命化や集約化を行うものとする。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 確保	地域間交流	地域公共交通確保維持改善事業 (事業内容) 民間事業者が運航する不採算バス路線に対し支援を行う。 (必要性) 地域住民の通勤・通院通学や交通弱者の生活に必要な生活交通路線を確保する必要がある。 (事業効果) 公共交通を確保することにより、利便性の向上が見込まれ、住民の安住促進に繋がる。	下北交通	補助金
		婚活支援事業 (事業内容) むつ下北圏域が連携し、結婚の促進を図るため、男女の多様な出会いの場を創出する等の各種事業を行う。 (必要性) 少子化の流れを変えるためにも、多種多様な出会いの場を設ける必要がある。 (事業効果) 人口減少の抑止により地域の活性化が見込まれ、住民の安住促進に繋がる。	むつ市	負担金
		自治会支援事業 (事業内容) 各自治会に対し支援を行う。 (必要性) 少子高齢化の影響により運営力の低下がみられるため支援の必要性がある。 (事業効果) 地域コミュニティの活性化が見込まれ、住民の定住促進に繋がる。	風間浦村	補助金
		大学との連携事業 ICT普及整備事業	風間浦村 風間浦村	

産業の振興	観光	移住促進事業	風間浦村	補助金
		豊かな海づくり補助金事業	漁 協	
		ゆかい村海鮮どんぶり祭り事業補助金	実 行 委員会	
生活環境の整備	環境	豊かな山づくり補助金事業	実 行 委員会	
		合併浄化槽設置費補助金事業	風間浦村	
		自主防災組織育成事業	風間浦村	
	防災・防犯	防災計画修正事業	風間浦村	
		村営住宅整備事業	風間浦村	
		住宅長寿命化計画作成事業	風間浦村	
子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進。	児童福祉	特定教育・保育施設等療育支援事業 （事業内容）障害の可能性のある園児・児童への見守りに対し支援を行う。 （必要性）従事する教師及び保育士等の負担の軽減を図るため必要である。（事業効果）教師及び保育士の負担の軽減が図られることにより教育現場の質の向上に繋がる。	風間浦村	
	高齢者・障害者福祉	介護予防・生活支援事業 （事業内容）在宅における高齢者等に対し介護予防の促進と生活向上を目的とした支援を行う。 （必要性）要介護状態を未然に防ぐための	風間浦村	

		介護予防の重要性が増していることから必要である。 （事業効果）高齢者等の自立生活、社会的孤立感の解消等が見込まれ、地域の活性化及び定住促進に繋がる。 老人クラブ活動事業 （事業内容）高齢者の自主的な組織である老人クラブ活動に対し支援を行う。 （必要性）高齢者の生きがいがづくりや孤立化防止のため必要である。 （事業効果）高齢者が社会活動に積極的に参加することにより、地域の活性化及び定住促進に繋がる。	団体等	補助金
医療の確保	その他	診療所指定管理委託事業	風間浦村	
		コミュニティバス運行事業	風間浦村	
		健康な村づくり事業	風間浦村	
教育の振興	生涯学習・スポーツ	スポーツ交流事業	風間浦村	
		子ども学習塾事業	風間浦村	
	その他	国際交流事業	風間浦村	
		教員住宅等解体事業	風間浦村	
地域文化の振興等	地域文化振興等	郷土芸能保存事業 （事業内容）地域の文化遺産を後世に保存継承していく団体に対し支援を行う。 （必要性）少子高齢化の影響により、団体の運営力の低下が懸念されるため必要である。	風間浦村	補助金

再生可能エネルギーの 利用の促進	再生可能エネルギー利用	(事業効果) 文化遺産が後世に継承され、 分化を核としたまちづくりを行うことにより、 地域の活性化及び定住促進に繋がる。 騒音調査事業 (事業内容) 風力発電設備から発せられる 騒音の調査を行う。 (必要性) 近隣住民からの苦情に適切に対応 するため必要である。 (事業効果) 調査内容を設備所有者と共有 することにより、良好な住環境のための適 切な指導を行えるようになる。	風間浦村	
その他地域の 持続的発展に関し必 要な事項		過疎地域持続的発展基金造成事業	風間浦村	